

川崎町子どもの未来応援計画（案）

令和２年〇月

川 崎 町

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって.....	1
1	計画策定の背景	2
2	計画策定の趣旨	3
3	計画の位置付け	4
4	計画の期間と対象	4
第 2 章	川崎町の子どもと家庭の状況.....	5
1	統計データからみえる子どもと家庭の状況	6
2	子どもの生活実態調査からみえる子どもと家庭の状況	12
3	川崎町の貧困対策に取り組む上での課題	29
第 3 章	計画の基本理念、基本目標.....	32
1	基本理念	33
2	基本目標	34
3	施策の体系	36
第 4 章	施策の展開.....	37
柱 I	教育支援	38
柱 II	生活支援	41
柱 III	就労支援	44
柱 IV	経済的支援	45
第 5 章	計画の推進.....	48
1	計画の進捗管理	49
2	計画の推進	49



第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

国民生活基礎調査によると、平成28年の子どもの※相対的貧困率は13.9%と平成24年の16.3%に比べて減少しているものの依然高い水準となっています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は50.8%と、大人が2人以上の世帯に比べて相対的貧困率が高くなっています。



また、子どものいる世帯のうち、ひとり親家庭の世帯の割合は上昇傾向にあるなかで、ひとり親家庭の平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており、子どもの大学進学率も低い状況にあります。

家庭の経済状況等によって、子どもや若者の将来の夢が断たれたり、進路の選択肢が狭まることのないように、教育、生活面、親の就労など、様々な支援が求められています。

国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を図るため、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、同法を踏まえ、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「子供の貧困大綱」という。）を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

また、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、子どもの貧困対策の推進に加え、子どもの貧困の解消に資することを目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり子どもの権利の尊重すること、将来の「貧困の連鎖」を断ち切るだけでなく、現在の状況の改善を図ることなどが明記されています。また、都道府県のみならず、市区町村にも子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされています。

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境にとって左右されることのない社会の実現を目指し、必要な環境整備を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策の推進と子どもの貧困の解消に取り組むことが必要となっています。

※相対的貧困率とは、ある国や地域の大多数よりも貧しい相対的貧困者の全人口に占める割合のこと。単純な購買力よりも国内の所得格差に注目する指標であるため、日本など比較的豊かな先進国でも高い割合が示される。一方で、絶対的貧困率とは、必要最低限の生活水準を維持するための食糧・生活必需品を購入できる所得・消費水準に達していない絶対貧困者が、その国や地域の全人口に占める割合のこと。

福岡県においては、「子供の貧困大綱」を踏まえ、平成28年3月に、「すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて、教育を受け、職業に就くことで、地域社会を支える一員として活躍できる福岡県」を目指して、「福岡県子どもの貧困対策推進計画」を策定しています。

計画においては、「教育支援」「生活支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」を柱とし、子どもの成長段階や家庭環境に応じたきめ細かな支援を推進しています。

2 計画策定の趣旨

川崎町は、石炭産業最盛期の1955年をピークに、社会減、自然減が続き、人口減少が進行しており、特に若い世代の流出が顕著となっています。そのような中、平成28年3月に策定された「まち・ひと・しごと創生 川崎町総合戦略」では、若い世代が出産や子育てに希望をもてる地域づくりに重点的に取り組んでいます。また、次世代を担う社会の宝である子どもたちが健やかに成長できるよう取り組みを進めています。

平成29年12月には、将来にわたって子どもの権利及び子どもの健やかな成長が保障されることを目的として「川崎町子どもの権利条例」を制定し、子ども・子育てにやさしいまちづくりの推進や子どもの権利を保障するための支援の仕組み、権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めています。

川崎町では、生活保護世帯が全国、福岡県に比べて高く、近年不登校児童の増加も問題となっており、日常生活に困難を抱える子どもが多いことが指摘されています。今回実施した子どもの生活実態調査においても、生活に困難を抱える世帯の子どもにおいては、生活習慣に関する課題や学習面での課題に加え、自己肯定感が低い傾向がみられ、子育て世帯の貧困が子どもの育ちに大きく関係しています。

今般の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、川崎町の子どもたちの生活に関する実態に関する調査をふまえ、川崎町に住むすべての子どもの夢と育ちを応援するため、計画を策定しました。

3 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「第6次川崎町総合計画（策定中）」との整合性を図り、さらに「第2期川崎町子ども・子育て支援事業計画」など子どもの貧困対策に関連する各分野の個別計画との連携・整合を図ります。

4 計画の期間と対象

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

本計画の対象は、原則として妊娠期から18歳までのすべての子どもとその家庭とします。



第 2 章

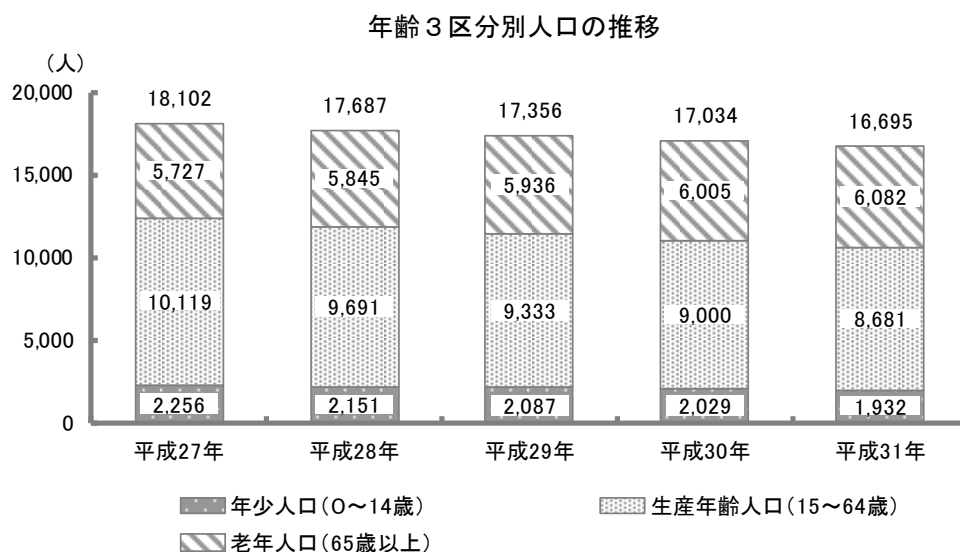
川崎町の子どもと 家庭の状況

1 統計データからみえる子どもと家庭の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

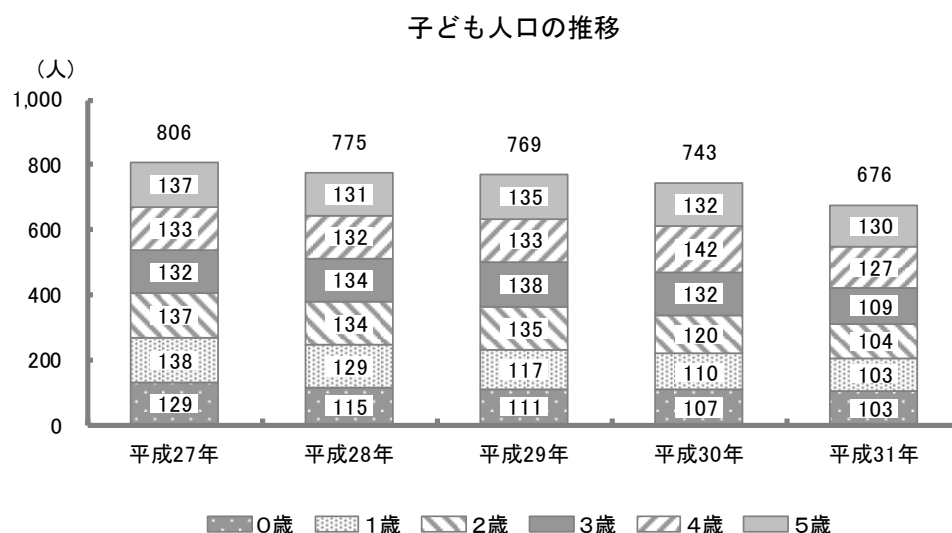
川崎町の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で16,695人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

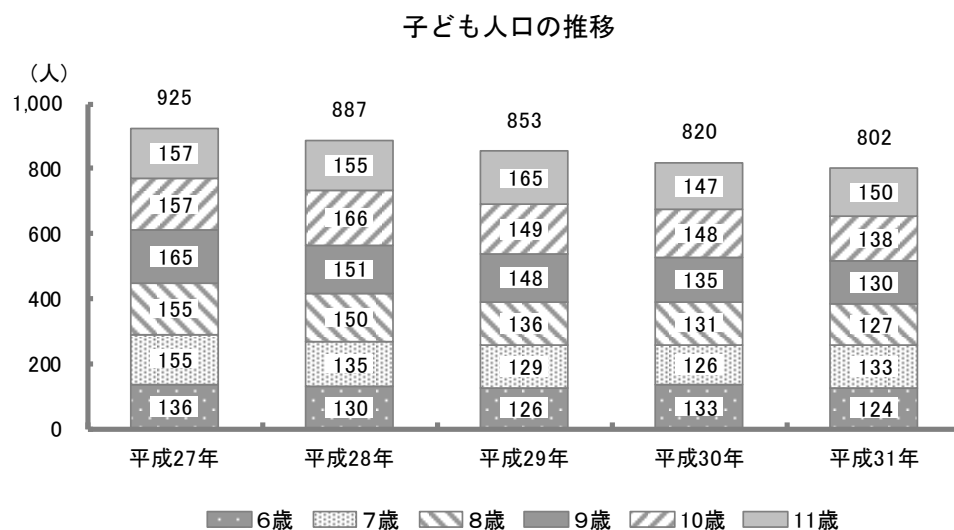
川崎町の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年で676人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

川崎町の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年で802人となっています。

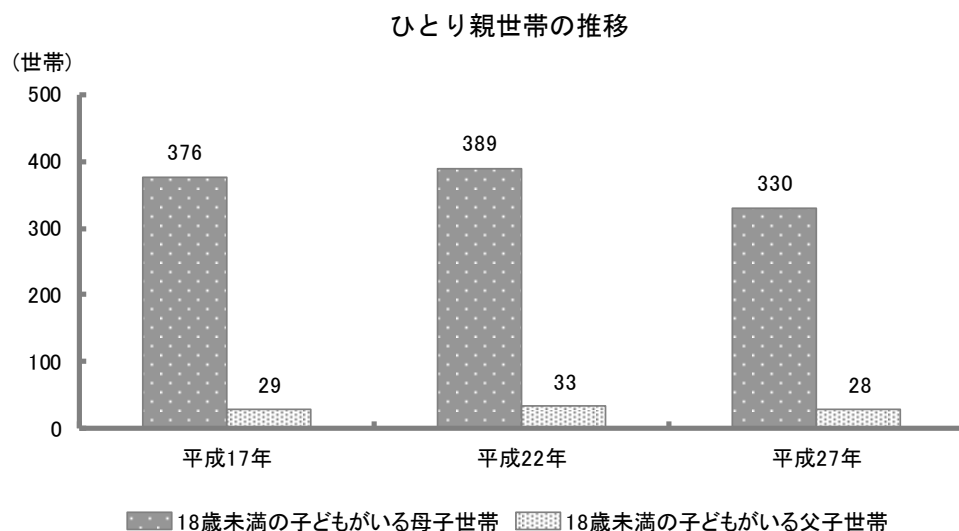


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 世帯の状況

① ひとり親世帯の推移

川崎町の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成17年から増減し、平成27年で330世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は横ばいで推移しています。

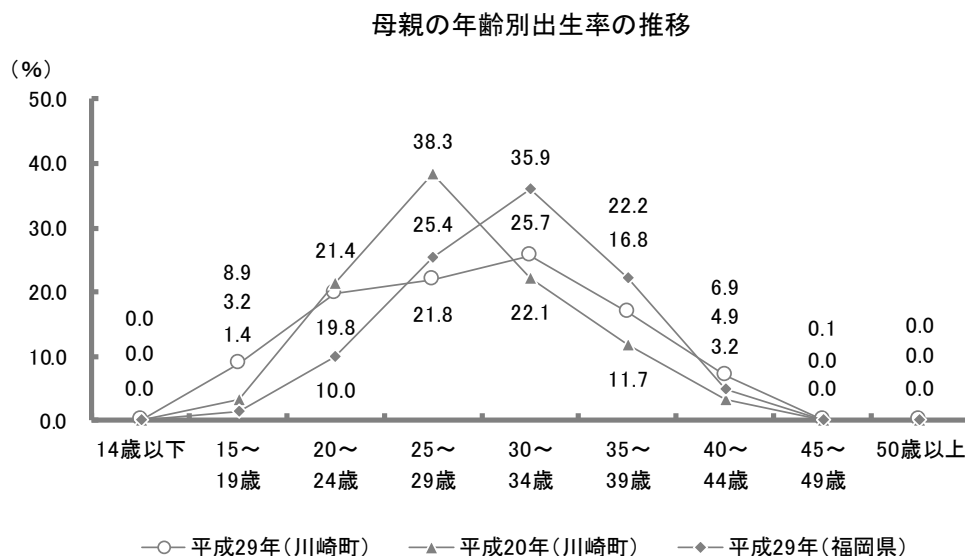


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 出生の状況

① 母親の年齢（5歳階級）別出生率（県比較）

川崎町の母の年齢（5歳階級）別出生率をみると、県と比較すると、川崎町の出産年齢が低くなっています。

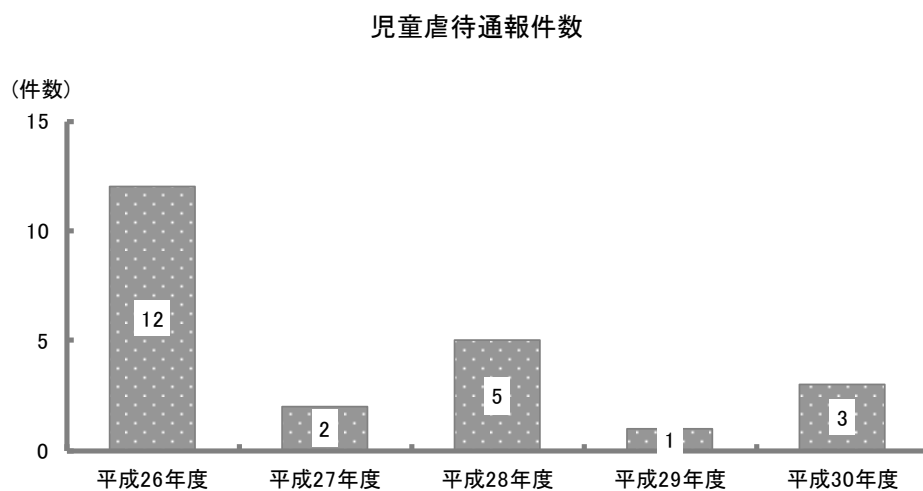


資料：厚生労働省 人口動態統計

(4) その他の状況・・・・・・・・

① 児童虐待通報件数の推移

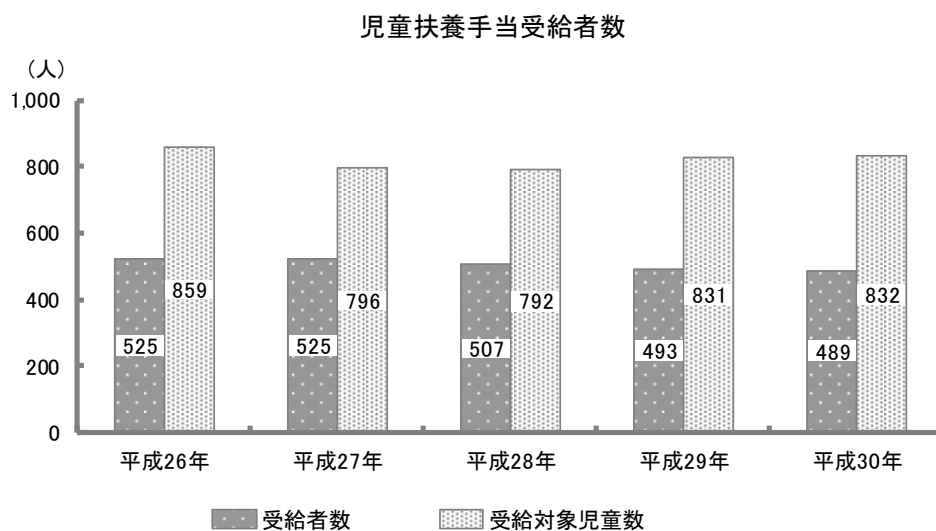
川崎町の児童虐待通報件数は減少傾向となっていますが、平成 30 年度で 3 件となっています。



資料：町の統計（各年度末日現在）

② 児童扶養手当受給者数の推移

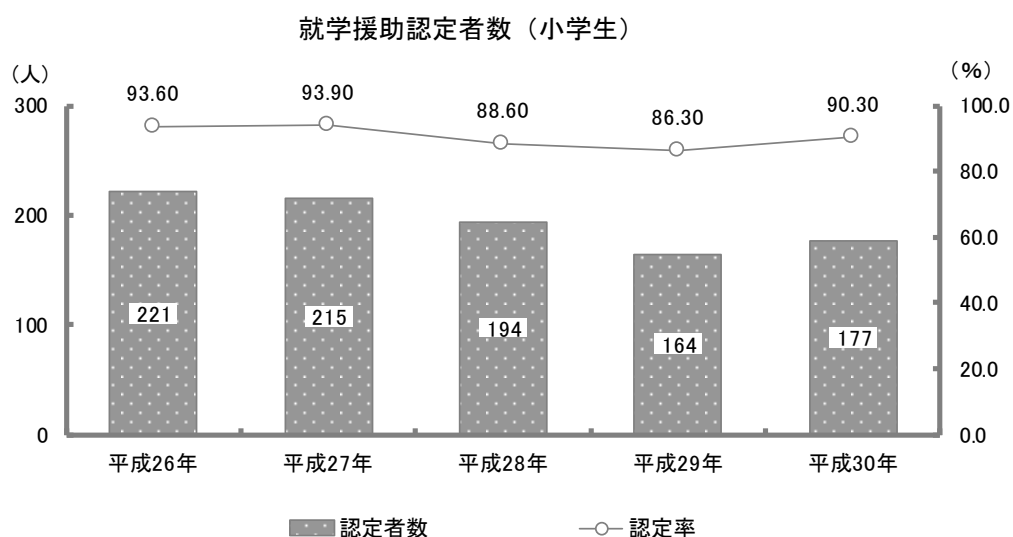
川崎町の児童扶養手当受給者数は年々減少しており、平成 30 年で受給者数が 489 人となっています。また、受給対象児童数は増減を繰り返し、平成 30 年で 832 人となっています。



資料：町の統計（各年 8 月 31 日現在）

③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

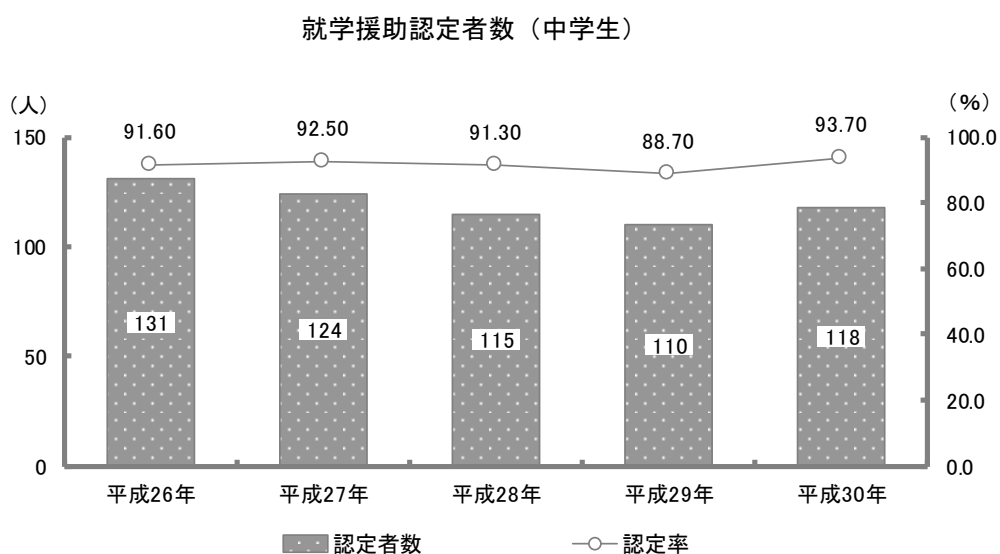
川崎町の小学生における就学援助認定者数・認定率は平成 29 年までは減少していましたが、平成 30 年に増加し、認定者数が 177 人、認定率が 90.3%となっています。



資料：町の統計（各年 3 月 31 日現在）

④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

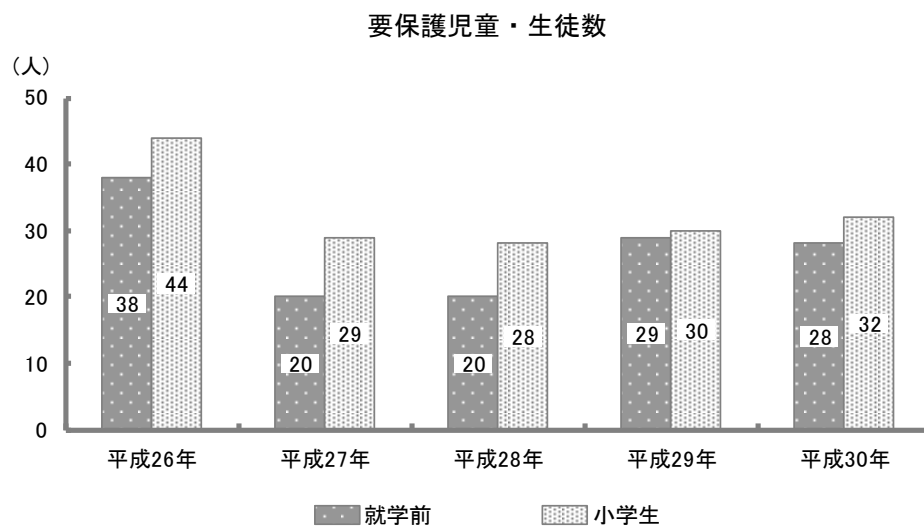
川崎町の中学生における就学援助認定者数・認定率は平成 29 年までは減少していましたが、平成 30 年に増加し、認定者数が 118 人、認定率が 93.7%となっています。



資料：町の統計（各年 3 月 31 日現在）

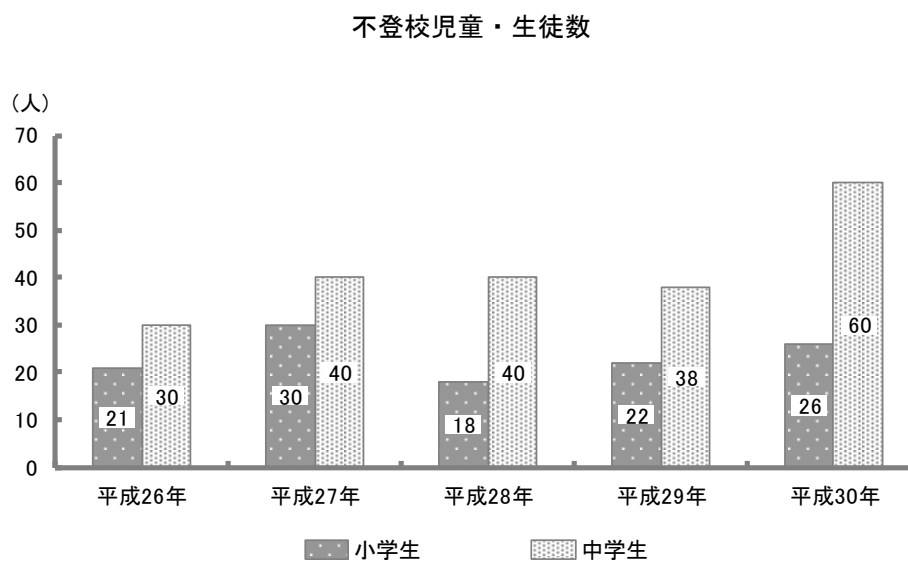
⑤ 要保護児童・生徒数の推移

川崎町の要保護児童数・生徒数は、平成30年で要保護児童数が28人、生徒数が32人となっており、どちらも平成26年から約3割減少しています。



⑥ 不登校児童・生徒数の推移

川崎町の不登校児童・生徒数は、平成30年で小学生が26人、中学生が60人となっており、特に平成30年に中学生が大きく増加しています。



2 子どもの生活実態調査からみえる子どもと家庭の状況

川崎町における子どもの実態を明らかにするために、アンケート方式による生活実態調査を行いました。

(1) 子どもの生活に関する実態調査の概要・・・・・・・・

① 調査の目的

子育て中の保護者の方や子どもの生活等の状況を聞き、より良い川崎町の子育て支援につなげていくために調査を実施しました。

② 調査対象

川崎町在住の小学5年生、中学2年生の児童生徒とその保護者

③ 調査期間

平成31年1月25日から平成31年2月8日

④ 調査手法

郵送及び学校経由による配布・回収

⑤ 回収状況

		配 布 数	有効回答数	有効回答率
小学生	保護者	155 通	133 通	85.8%
	子ども	155 通	133 通	85.8%
中学生	保護者	142 通	118 通	83.1%
	子ども	142 通	118 通	83.1%

(2) 子どもの貧困の定義『相対的貧困＝困難な状況にある家庭』 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

子どもが経済的に困難な状況に置かれているかについては、世帯の収入の状況のほか、具体的に生活上の困難状況が生じているかどうかで把握することが重要です。日常的に生活の場面で課題が発生している家庭や、経済的な理由で子どもの所有物が限られている家庭においても、生活困難の度合いがより高いと考えられます。

川崎町では、経済的な困難な状況に置かれている家庭だけでなく、日常的に生活の場面で困難を抱えている世帯や子どもを、子どもの貧困の定義に加えました。

生活実態調査では、アンケートの結果を基に、以下の3つの要素に着目し、これらのうち、いずれか1つ以上に該当する場合を「生活困難世帯」、いずれの要素にも該当しない場合を「非生活困難世帯」と分類し、生活困難世帯の状況について整理しました。

要素1：家庭からみた生活の困難：急な出費で家計のやりくりができない経験、債務が返済できない経験、ライフラインが止められた経験が1つ以上あると回答した世帯

要素2：子どもからみた生活の困難：所有物に関する14項目※に関して、経済的な理由で与えられていないとする項目が7つ以上あると回答した世帯

※ 14項目として、本（学校の教科書やマンガはのぞく）、マンガ・雑誌、子ども部屋（ひとり部屋やきょうだいといっしょに使っている部屋など）、インターネットにつながるパソコン、運動用具（ボール・ラケットなど）、ゲーム機、自転車、テレビ、携帯電話、スマートフォン・タブレット機器（通話等アプリ（ライン）やツイッター、フェイスブックなどできるもの）、化粧品・アクセサリ、習い事などの道具（ピアノなど）、自分で選んだ服、キャラクターグッズがある

要素3：世帯収入からみた困難：公的年金や社会保障給付を含めた世帯の総収入額が一定水準122万円（平成28年度国民生活基礎調査より）未満とみなされる世帯

(3) 実態調査の主な結果・・・・・・・・

【保護者調査】

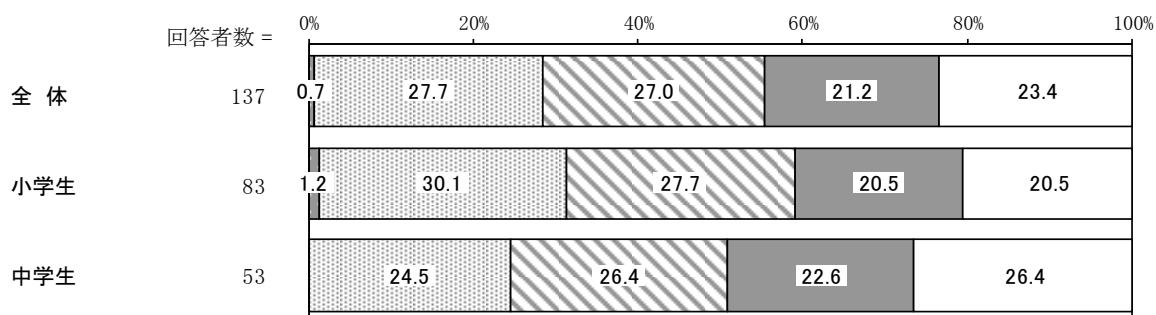
① 保護者が子どもに受けさせたい教育段階について

小学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「高校」「短大・高専・専門学校」の割合が高くなっています。

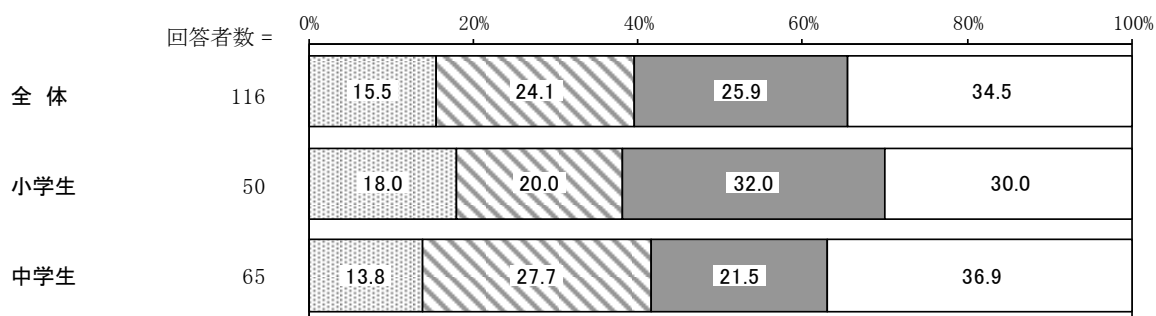
中学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「高校」の割合が高くなっています。

保護者が子どもに受けさせたい教育段階について

【年代（生活困難層）】



【年代（非生活困難層）】



■ 中学校 ■ 高校 ■ 短大・高専・専門学校 ■ 大学(4年制)・大学院 □ 無回答

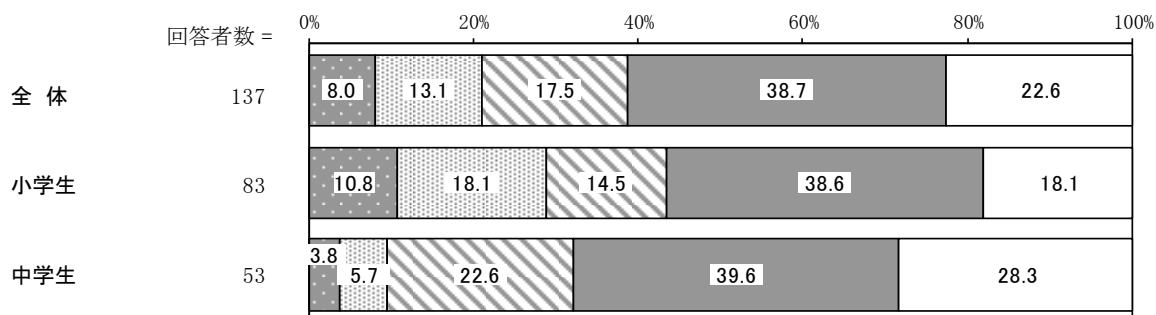
② 虐待の状況（感情的に子どもを叩いてしまうことがあるか）について

小学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「どちらか」というとあてはまらない」と「あてはまらない」をあわせた“あてはまらない”の割合が高くなっています。

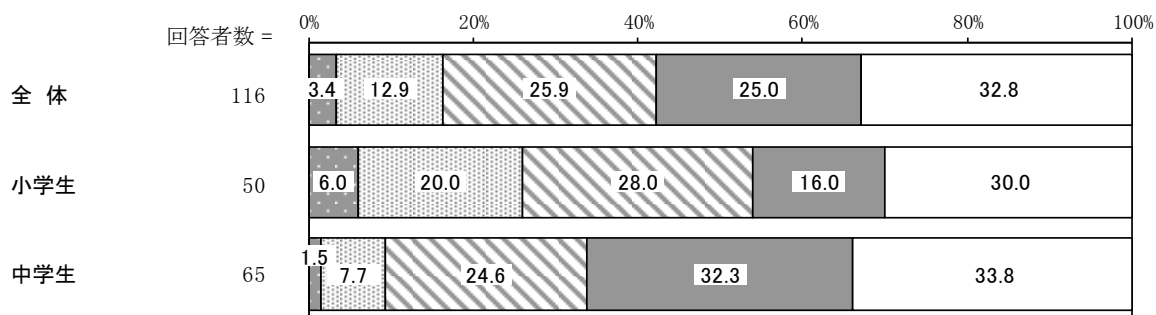
中学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で“あてはまらない”の割合が高くなっています。

虐待の状況（感情的に子どもを叩いてしまうことがあるか）について

【年代（生活困難層）】



【年代（非生活困難層）】



■ あてはまる
 ■ どちらかというにあてはまる
 ■ どちらかというにあてはまらない
 ■ あてはまらない
 □ 無回答

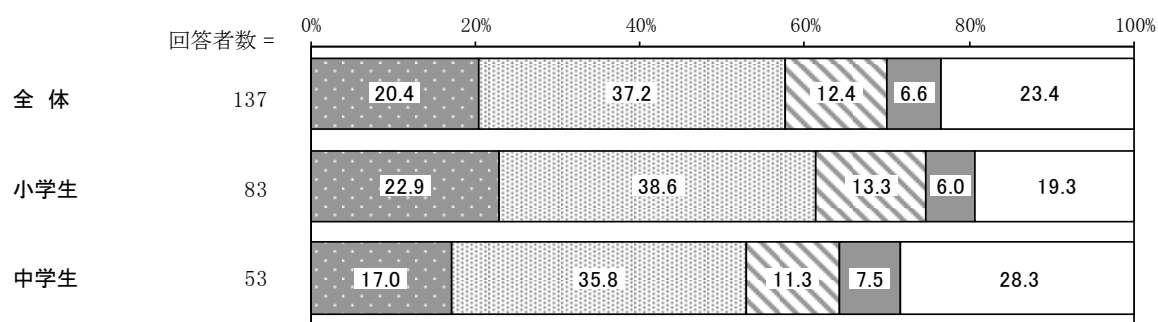
③ 保護者のストレスの状況（最近1か月間に、ストレスを感じたか）について

小学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「あまり感じない」と「まったく感じない」をあわせた“感じない”の割合が高くなっています。

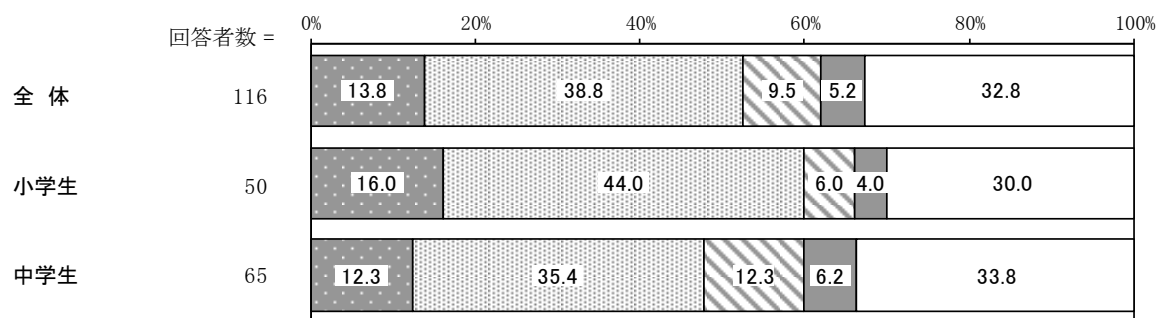
中学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「おいに感じる」と「多少感じる」をあわせた“感じる”の割合が高くなっています。

保護者のストレスの状況（最近1か月間に、ストレスを感じたか）について

【年代（生活困難層）】



【年代（非生活困難層）】



■ おいに感じる ■ 多少感じる ▨ あまり感じない ■ まったく感じない □ 無回答

④ 現在感じている悩みや不安について

小学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「経済的に困っている」「就職先がなくて困っている」「仕事と子育ての両立が困難である」「子どもをみてもらうところがない」「自分が精神的に不安定である」「自分の健康状態がよくない」の割合が高くなっています。

中学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「経済的に困っている」「子どもの教育（進学）やしつけのことで困っている」「自分が精神的に不安定である」の割合が高くなっています。

現在感じている悩みや不安について

【年代（生活困難層）】

単位：％

区分	回答者数（件）	経済的に困っている	就職先がなくて困っている	仕事と子育ての両立が困難である	子どもをみてもらうところがない	家事の仕方がわからない	住むところに困っている	子どもの教育（進学）やしつけのことで困っている	自分が精神的に不安定である	子どもが情緒的に不安定である	親権や財産等の問題が解決できない	相談相手がない	自分の健康状態がよくない	家族の健康状態がよくない	老後の生活設計について	家族・親族等間の人間関係について	近隣・地域との人間関係について	勤務先での仕事や人間関係について	その他	特に困っていることはない	無回答
全 体	137	35.0	5.1	12.4	5.1	2.2	4.4	19.7	14.6	8.0	1.5	2.9	8.8	5.1	16.1	4.4	1.5	9.5	1.5	13.1	23.4
小学生	83	37.3	6.0	14.5	6.0	2.4	4.8	18.1	16.9	9.6	1.2	3.6	10.8	4.8	12.0	6.0	1.2	12.0	2.4	14.5	19.3
中学生	53	32.1	3.8	9.4	3.8	1.9	3.8	22.6	11.3	5.7	1.9	1.9	5.7	5.7	22.6	1.9	1.9	5.7	—	11.3	28.3

【年代（非生活困難層）】

単位：％

区分	回答者数（件）	経済的に困っている	就職先がなくて困っている	仕事と子育ての両立が困難である	子どもをみてもらうところがない	家事の仕方がわからない	住むところに困っている	子どもの教育（進学）やしつけのことで困っている	自分が精神的に不安定である	子どもが情緒的に不安定である	親権や財産等の問題が解決できない	相談相手がない	自分の健康状態がよくない	家族の健康状態がよくない	老後の生活設計について	家族・親族等間の人間関係について	近隣・地域との人間関係について	勤務先での仕事や人間関係について	その他	特に困っていることはない	無回答
全 体	116	13.8	—	5.2	—	1.7	0.9	13.8	5.2	3.4	—	2.6	6.0	3.4	19.8	3.4	0.9	6.0	1.7	22.4	35.3
小学生	50	12.0	—	6.0	—	—	—	22.0	6.0	6.0	—	—	4.0	6.0	18.0	4.0	2.0	10.0	2.0	24.0	32.0
中学生	65	15.4	—	4.6	—	3.1	1.5	7.7	4.6	1.5	—	4.6	7.7	1.5	21.5	3.1	—	3.1	1.5	21.5	36.9

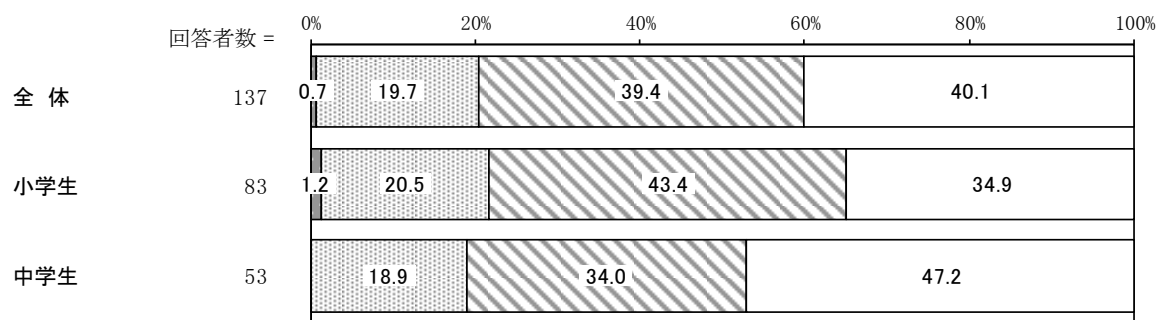
⑤ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の利用状況

小学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「制度を知らない」の割合が高くなっています。一方、生活困難層に比べ、非生活困難層で「利用したことはないが、知っている」の割合が高くなっています。

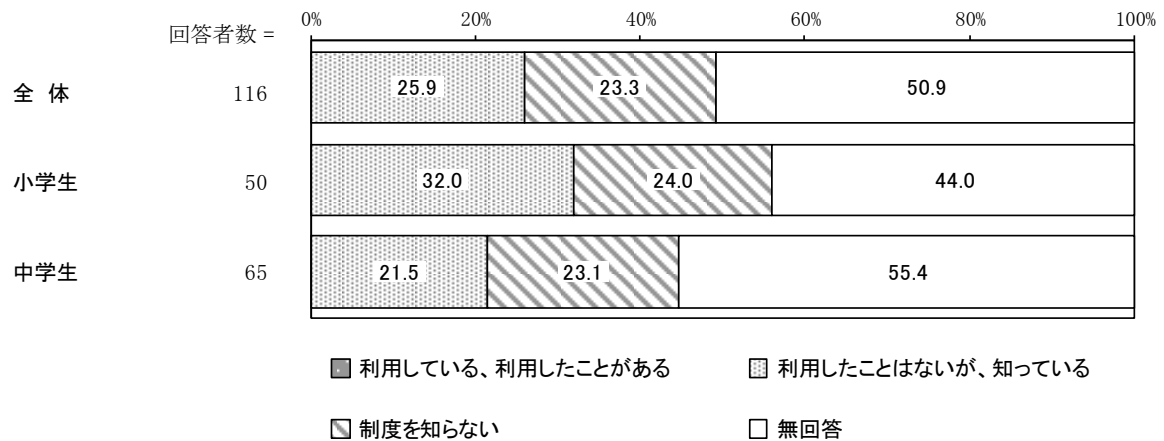
中学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「制度を知らない」の割合が高くなっています。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の利用状況

【年代（生活困難層）】



【年代（非生活困難層）】



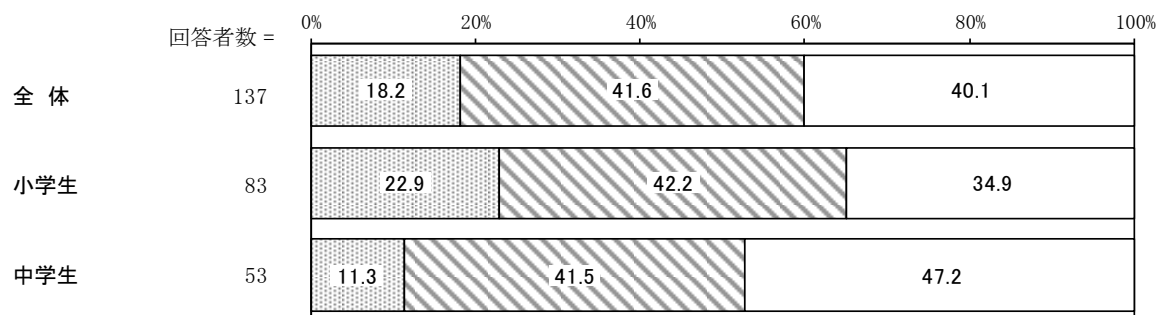
⑥ 生活福祉資金貸付金の利用状況

小学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「制度を知らない」の割合が高くなっています。

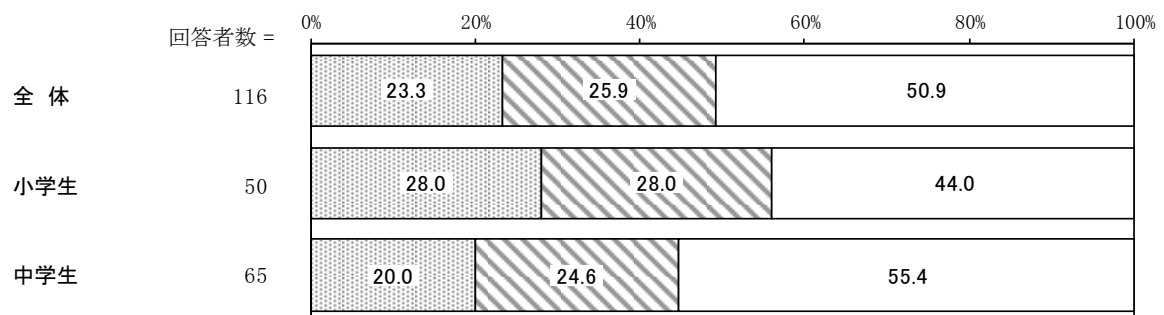
中学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「制度を知らない」の割合が高くなっています。

生活福祉資金貸付金の利用状況

【年代（生活困難層）】



【年代（非生活困難層）】



☒ 利用している、利用したことがある
 ☒ 利用したことはないが、知っている
☒ 制度を知らない
 ☐ 無回答

⑦ 子どもや保護者にとって、現在または将来的にあるとよいと思う支援

小学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」「家事援助」「低い家賃で住めるところ（寮や下宿のようなところ）」「生活や就学のための経済的補助」「子どもが仲間と出会え、一緒に活動できるところ」「自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供」「地域における子どもの居場所の提供」「読み書き計算などの基礎的な学習への支援」「子育ての悩みなど、気軽に相談できるところ」の割合が高くなっています。

中学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「家事援助」「低い家賃で住めるところ（寮や下宿のようなところ）」「生活や就学のための経済的補助」「地域における子どもの居場所の提供」「食事が食べられる地域の居場所」「仕事に就けるようにするための就労に関する支援」の割合が高くなっています。

子どもや保護者にとって、現在または将来的にあるとよいと思う支援

【年代（生活困難層）】

単位：％

区分	回答者数（件）	保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供	家事援助	低い家賃で住めるところ（寮や下宿のようなところ）	生活や就学のための経済的補助	進路や生活などについて何でも相談できるところ	子どもが仲間と出会え、一緒に活動できるところ	自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供	地域における子どもの居場所の提供	食事が食べられる地域の居場所	読み書き計算などの基礎的な学習への支援	会社などでの職場体験等の機会	仕事に就けるようにするための就労に関する支援	子育ての悩みなど、気軽に相談できるところ	その他	特にない	よくわからない	無回答
全 体	137	29.2	10.9	21.2	44.5	10.2	21.2	17.5	18.2	10.2	18.2	10.2	9.5	10.9	2.2	2.9	5.8	24.1
小学生	83	34.9	13.3	19.3	44.6	9.6	25.3	24.1	19.3	10.8	24.1	12.0	8.4	16.9	—	3.6	4.8	19.3
中学生	53	20.8	7.5	24.5	45.3	11.3	15.1	7.5	17.0	9.4	9.4	7.5	11.3	1.9	5.7	1.9	7.5	30.2

【年代（非生活困難層）】

単位：％

区分	回答者数（件）	保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供	家事援助	低い家賃で住めるところ（寮や下宿のようなところ）	生活や就学のための経済的補助	進路や生活などについて何でも相談できるところ	子どもが仲間と出会え、一緒に活動できるところ	自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供	地域における子どもの居場所の提供	食事が食べられる地域の居場所	読み書き計算などの基礎的な学習への支援	会社などでの職場体験等の機会	仕事に就けるようにするための就労に関する支援	子育ての悩みなど、気軽に相談できる場所	その他	特になし	よくわからない	無回答
全 体	116	19.0	2.6	11.2	22.4	9.5	16.4	14.7	10.3	3.4	12.9	8.6	10.3	5.2	2.6	6.0	2.6	36.2
小学生	50	20.0	6.0	8.0	20.0	10.0	20.0	16.0	14.0	6.0	16.0	12.0	16.0	6.0	4.0	10.0	2.0	32.0
中学生	65	18.5	—	13.8	24.6	9.2	13.8	13.8	7.7	1.5	10.8	6.2	6.2	4.6	1.5	3.1	3.1	38.5

【子ども調査】

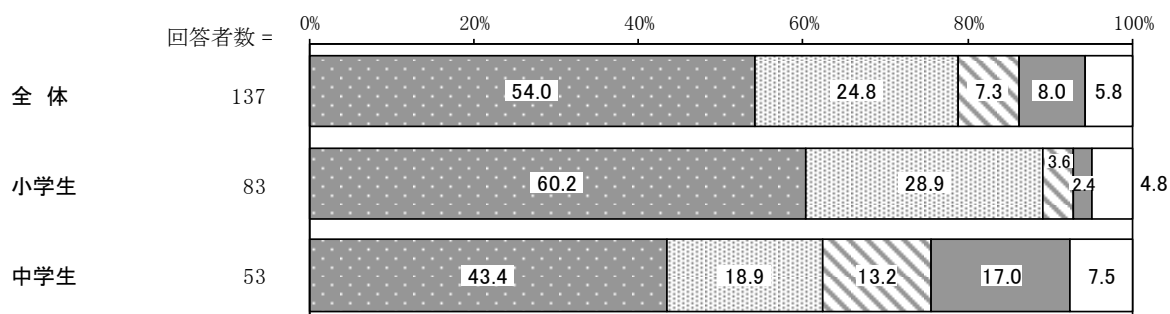
① 朝食の摂取状況

小学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「食べない日もある」の割合が高くなっています。

中学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「食べない日もある」「あまり食べない」「ぜんぜん食べない」の割合が高くなっています。

朝食の摂取状況

【年代（生活困難層）】



【年代（非生活困難層）】



毎日食べている
 食べない日もある
 あまり食べない
 ぜんぜん食べない
 無回答

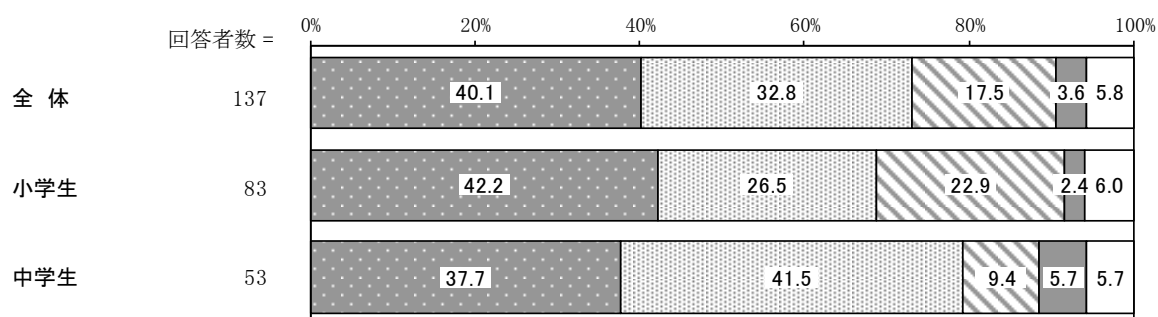
② 起床時間（平日ほぼ同じ時間に起きているか）について

小学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「あまり、起きていない」と「起きていない」をあわせた“起きていない”の割合が高くなっています。

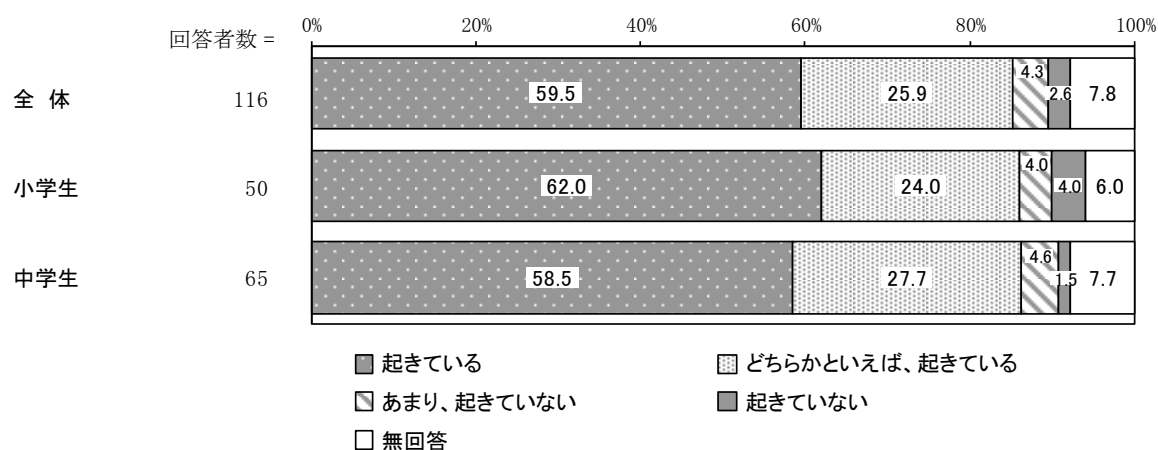
中学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で“起きていない”の割合が高くなっています。

起床時間（平日ほぼ同じ時間に起きているか）について

【年代（生活困難層）】



【年代（非生活困難層）】



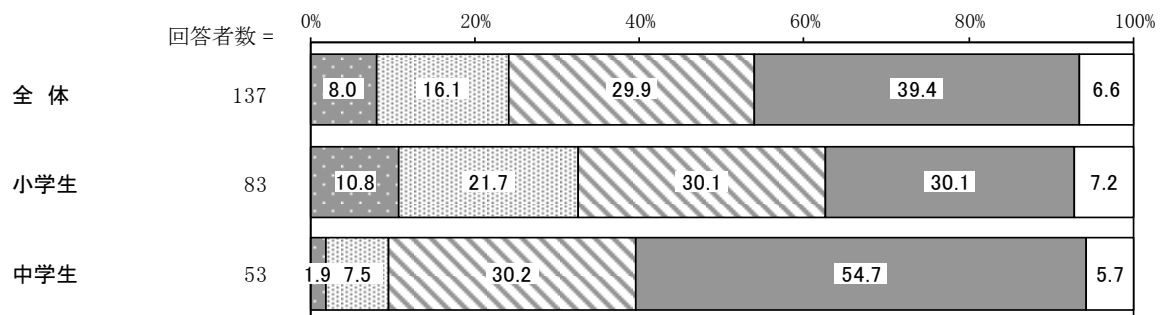
③ むし歯の有無について

小学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「ある（治療中）」と「ある（治療していない）」をあわせた“ある”の割合が高くなっています。

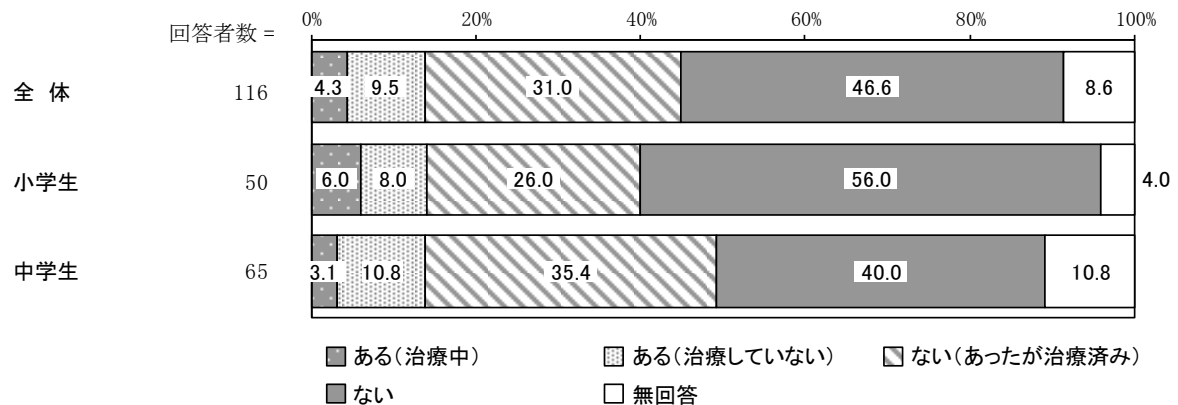
中学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「ない（あったが治療済み）」と「ない」をあわせた“ない”の割合が高くなっています。

むし歯の有無について

【年代（生活困難層）】



【年代（非生活困難層）】



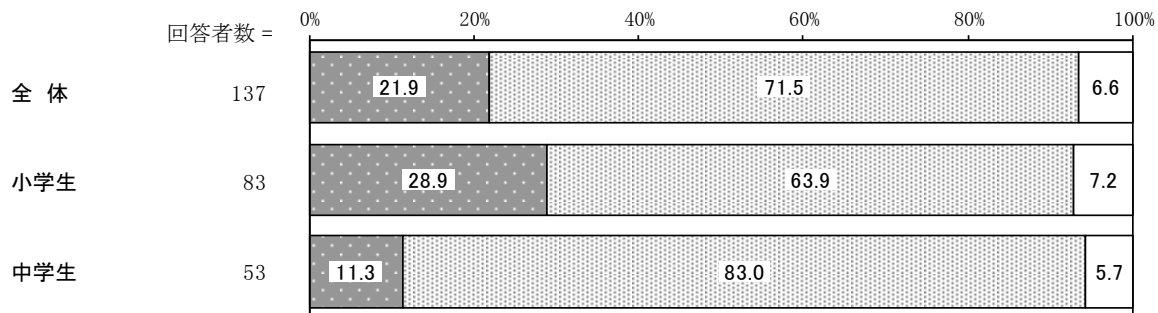
④ 勉強する環境（家では、落ち着いて勉強ができないか）について

小学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「あてはまる」の割合が高くなっています。

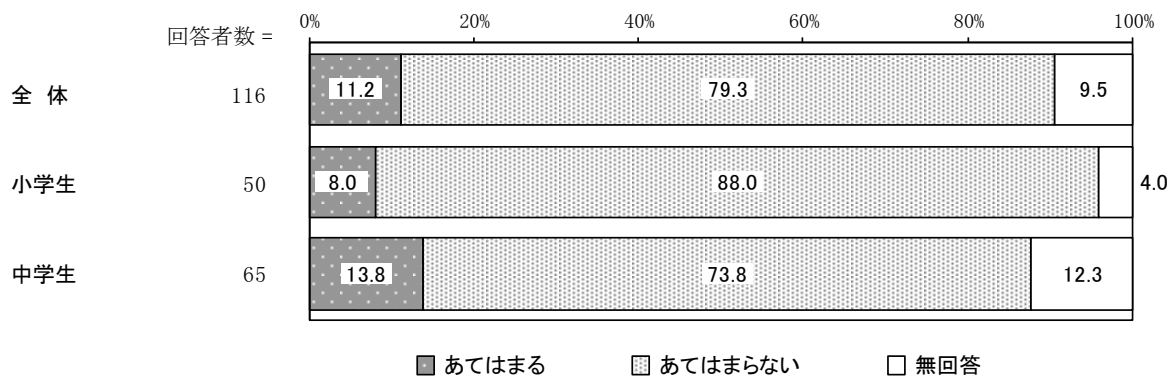
中学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「あてはまらない」の割合が高くなっています。

勉強する環境（家では、落ち着いて勉強ができないか）について

【年代（生活困難層）】



【年代（非生活困難層）】



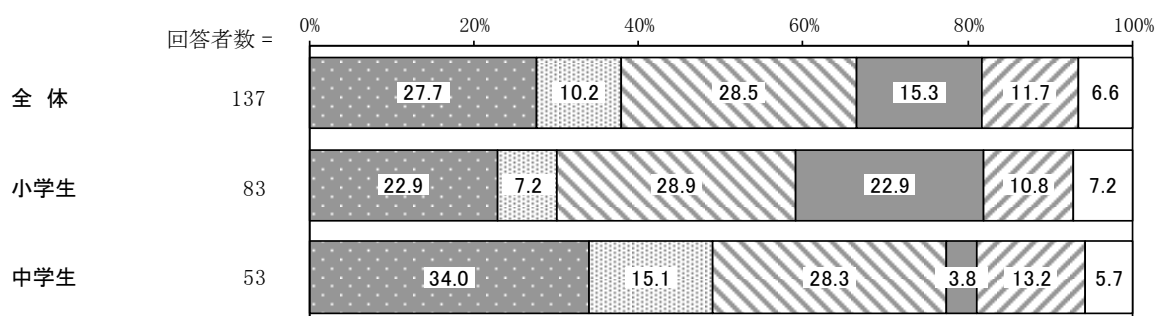
⑤ 将来どの学校まで進学したいかについて

小学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「考えたことがない」の割合が高くなっています。

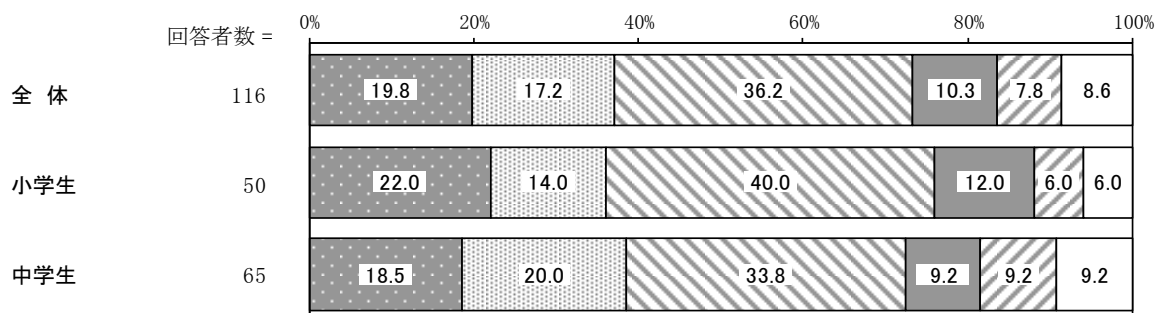
中学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「高校まで」の割合が高くなっています。一方、生活困難層に比べ、非生活困難層で「大学まで」「考えたことがない」の割合が高くなっています。

将来どの学校まで進学したいかについて

【年代（生活困難層）】



【年代（非生活困難層）】



- 高校まで
- 短大・高専・専門学校まで
- 大学まで
- 考えたことがない
- わからない
- 無回答

⑥ 進学に関する不安について

小学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「自分で決断する自信がない」の割合が高くなっています。

中学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「学力が足りない」の割合が高くなっています。

進学に関する不安について

【年代（生活困難層）】

単位：％

区分	回答者数 (件)	学力が足りない	経済的な理由で自分の希望がかなわないかもしれない	やりたいことが見つからない	自分で決断する自信がない	その他	わからない	無回答
全 体	137	54.0	9.5	13.1	24.1	2.9	21.2	7.3
小学生	83	41.0	9.6	12.0	25.3	1.2	27.7	7.2
中学生	53	73.6	9.4	15.1	22.6	5.7	11.3	7.5

【年代（非生活困難層）】

単位：％

区分	回答者数 (件)	学力が足りない	経済的な理由で自分の希望がかなわないかもしれない	やりたいことが見つからない	自分で決断する自信がない	その他	わからない	無回答
全 体	116	50.9	12.9	17.2	22.4	5.2	19.0	9.5
小学生	50	38.0	12.0	12.0	20.0	4.0	30.0	6.0
中学生	65	61.5	13.8	21.5	24.6	6.2	10.8	10.8

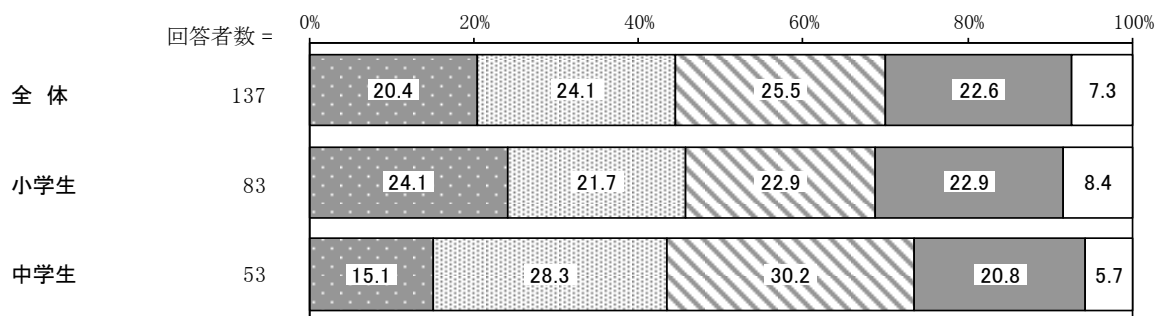
⑦ 自己肯定感（自分の長所、短所含めて自分のことが好きか）について

小学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「そう思う」と「ややそう思う」をあわせた“そう思う”の割合が低くなっています。

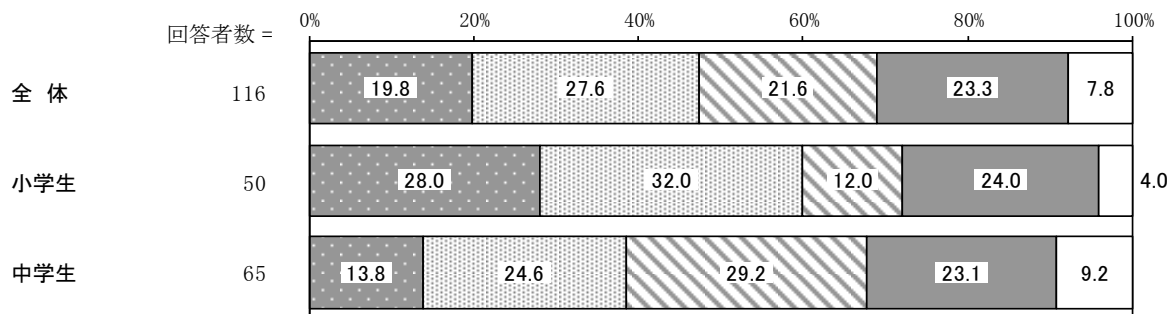
中学生では、生活困難度別でみると、大きな差異はみられません。

自己肯定感（自分の長所、短所含めて自分のことが好きか）について

【年代（生活困難層）】



【年代（非生活困難層）】



■ そう思う ■ ややそう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない □ 無回答

3 川崎町の貧困対策に取り組む上での課題

生活実態調査からみえてきた現状を踏まえ、貧困対策に取り組む上での課題を「子ども」「親」「環境」の3つの視点で整理しました。

(1) 困難な状況にある子どもの状況・・・・・・・・

子どもの生活習慣について、生活困難層では、朝食の欠食がみられることや起床時間が遅いこと、虫歯がある子どもが多いなど、生活習慣が乱れている子どもが多くみられます。一方、保護者の就労状況をみると、生活困難層では家庭の状況により生活習慣の乱れに影響していることが、うかがわれます。

また、生活困難層の小学生では、自分のことが好きだと思わない子どもが多くみられます。国においても、自己肯定感や自己効力感など意識の面で課題を抱えている子どもでは、地域に相談できる大人の不在が多くみられることから、地域でのつながりや居場所づくりをすすめ、地域の大人との関わる機会を提供することが重要です。

生活困難層では、勉強がわからない子どもの割合が高く、家では落ち着いて勉強できない子どもが多くなっています。進学についての希望をみると、生活困難層では中学生では「高校まで」と考える子どもが多く、その理由としては「学力が足りない」ことが大きく影響しています。

また、経済的に困難な環境に置かれている子どもは、周りが気づきにくい様々な理由で、学習環境、生活環境が阻害されていることがあり、学校内外で子どもが落ち着いて学習できる環境を整えることや、適切なアドバイスを与えてくれる他者と接する機会を通じて、学習だけではなく、生きる力を身に付けることも重要となっています。

そのため、子どもが安心して学習ができる環境づくりを行っていくためにも、放課後の子どもの居場所や学習支援の取り組みを充実・強化していく必要があります。

（２）親自身の状況・・・・・・・・

生活困難世帯では働いていない世帯や、不安定な就労形態の人の方が多い現状があります。非正規雇用など、就業の困難や不安定さが生活困難の背景のひとつになっており、就業支援等の取り組みが必要です。

子育てに対する意識として、生活困難世帯、非生活困難世帯で、子育てに対する否定的な意識に大きな差はみられないものの、生活困難世帯では子どもを叩いてしまう親が多くみられ、子どもの家庭環境に問題がみられます。また、生活困難世帯ほど、子どもの将来に悲観的な人が多い状況がみられました。

保護者の健康状態については、生活困難世帯、非生活困難世帯で大きな差はみられませんが、生活困難世帯では心のケアが必要な保護者の割合が高く、うつ傾向の高い保護者が就学前で割合が高くなっています。

また、生活困難層の困りごととして「就職先がなくて困っている」「仕事と子育ての両立が困難である」「子どもをみてもらうところがない」など、行政や社会が支援できる課題については、保護者等の就労に向けて支援できるような体制づくりや情報提供の充実、資格取得のためのサポートを行うとともに、支援を求めている保護者等と支援機関がつながりやすくなる取り組みをすすめることが必要です。

(3) 子どもを取り巻く環境の状況・・・・・・・・

制度の対象になると考えられる母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金貸付金の認知度が生活困難世帯でも低くなっており、制度の認知度が低い状況です。支援が必要な家庭に対し、制度の利用が進むように制度の周知を行うことが必要です。

生活困難世帯では子どもの年齢に問わず、持ち家世帯が少なく、住まいや、経済的な補助を求める割合が高くなっています。特に就学前の子どもの場合、生活困難世帯で経済的な補助、就労の支援を求める割合が高くなっています。

生活困難世帯では、経済的に困難を抱えている家庭が多く、地域との関わりが希薄であり社会で孤立する状況がみられ、就学前の子どもを持つ場合では、特に課題となっています。

大人も子どもも、厳しい困窮状況に置かれた世帯では、他の人に相談したり、助けを求めたりできないことが多くみられます。問題を抱える生活困難世帯においては、いざとなったときの相談相手は特に重要であり、地域とのつながりの確保や積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかける、いわゆるアウトリーチの支援も含めた相談窓口の充実が必要です。また、行政等の相談窓口などの場所だけではなく、子どもが安心して利用することができる場所等の気軽に話ができる場も重要となります。

子どもの貧困問題は、複雑に問題が絡み合っており、1つの機関だけでは対応できないことが多いため、すべての子どもが安心して成長し、自立していけるよう、子どもの支援に係る関係機関が連携し、教育、福祉、医療、就労、住宅など、子どもやその子どもを支える保護者の支援に関わる各分野の行政機関の間の切れ目を無くし、子どもの自立に向けた継続的かつ包括的な支援を行っていく必要があります。



第 3 章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

すべての子どもは、これからの社会を担う大切な存在です。その子どもたちが健やかに育つとともに、自分の可能性を信じて前向きに挑戦し、未来を切り拓く力を育むことは親や家族をはじめ、すべての住民に共通する願いでもあります。

しかし、子どもたちの未来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくなく、川崎町においても生活に困難を抱える世帯の子どもにおいては、生



活習慣に関する課題や学習面での課題に加え、自己肯定感が低い傾向がみられ、子育て世帯の貧困が子どもの育ちに大きく関係しています。

本計画では、川崎町に暮らす子どもたちの未来をより一層輝かしいものとするために、すべての子どもたちが健やかに暮らし、夢と希望を持って成長していけるまちの実現を目指し、以下の理念を掲げます。

**すべての子どもが健やかに育ち、
夢に向かって羽ばたけるまちをめざして**



2 基本目標

基本理念である「すべての子どもが健やかに育ち、夢に向かって羽ばたけるまちをめざして」を実現していくため、「教育支援」「生活支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」を柱として、子どもの未来を応援する施策を展開します。

(1) 教育支援・・・・・・・・

子どもが生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されることなく、将来の夢や志をもち、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する資質や能力などをつちかうことが必要です。

これらを踏まえ、すべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の教育に関する支援を行います。また、地域の資源を活かし、行政、教育関係者、ボランティア等と連携を図りながら、子どもの学習支援を行うとともに、子どもの学び意欲や自己肯定感を高める取り組みを推進します。

(2) 生活支援・・・・・・・・

子育て家庭が、妊娠・出産、子育て期を通じて、適切な助言やサービスを受けることができ、子ども及びその保護者が社会的孤立に陥ることのないよう支援していくことが必要です。

これらを踏まえ、貧困の状況にある子ども及びその保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、生活に関する相談に応じ、適切なサービスにつなげるなど、生活に関する支援のために必要な施策を推進します。

(3) 保護者に対する就労支援・・・・・・・・

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であるだけでなく、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶことにつながるなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められています。

これらを踏まえ、保護者に対する職業訓練の実施、就職の斡旋、その他保護者に対する就労の支援のために必要な施策を推進します。

(4) 経済的支援・・・・・・・・

子どもの貧困対策をすすめるにあたり、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で、世帯の生活の基礎を支援していく必要があり、経済的支援に関する施策については子どもの貧困対策の重要な条件として、確保していく必要があります。

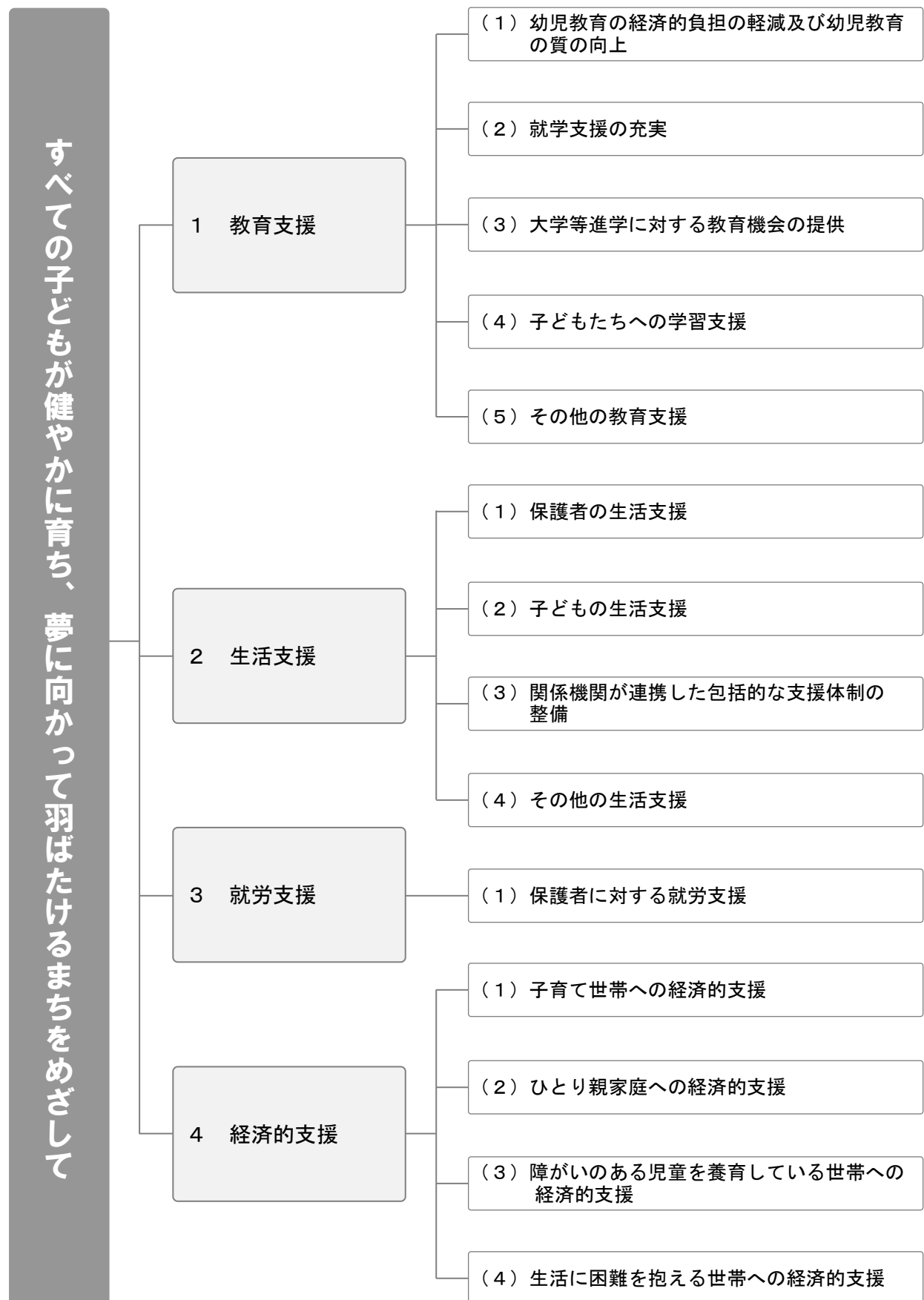
これらを踏まえ、ひとり親家庭や障がいのある人、生活に困難を抱えている人などの生活を支援するため、各種の手当等の支給、資金の貸付け、その他の経済的支援のために必要な施策を推進します。

3 施策の体系

[基本理念]

[柱]

[施策]

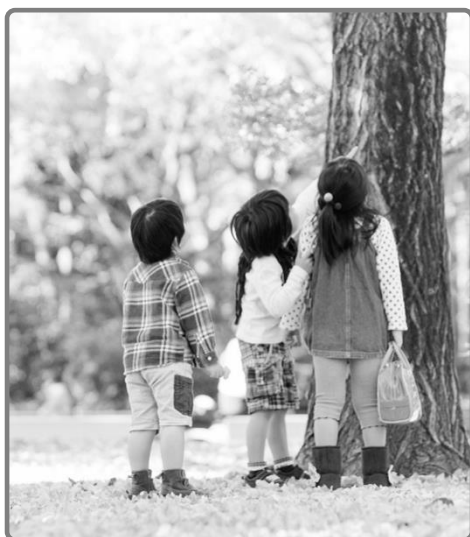




第4章 施策の展開

施策（１）幼児教育の経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上・・・・・・・・

幼稚園・保育所・認定こども園の利用料の負担軽減を図るとともに、各種研修等を実施し、幼児教育・保育の質の向上を目指します。



【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
0～2歳児保育料無償化	国が実施する保育料無償化では、年齢や所得の制限があるものを、川崎町独自ですべての児童の保育料を無償化しています。	福祉課
3歳～5歳児の副食費の助成	国の保育料無償化に伴い、自己負担となった副食費分を川崎町独自で助成しています。	福祉課
幼児教育・保育の質の向上	教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保を検討します。一定の施設基準を満たす認可外保育施設については、運営費等の支援を検討していきます。	教務課 福祉課

施策（２）就学支援の充実・・・・・・・・

経済的な理由により子どもを小学校や中学校に就学させることが困難な保護者に対し、教育費等を援助します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
就学援助制度	川崎町立の小中学校就学児童・生徒のうち生活困難な家庭に対する義務教育活動扶助費の援助をしています。	教務課

施策（３）大学等進学に対する教育機会の提供・・・・・・・・

意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、学生の修学を支援します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
給付型奨学金	大学等へ進学する人で、学業成績優秀であり且つ生計の苦しい人を優先に、町が奨学金を給付しています。	教務課
川崎町育英資金貸付事業	学業優秀で高等学校以上の学校に進学する生徒で学費の支弁が困難と認められる者に対し、学資を貸与しています。	教務課

施策（４）子どもたちへの学習支援・・・・・・・・

児童生徒を対象に、気軽に通うことのできる学習の場を提供し、経済的負担の重さから進学を断念することなく、十分な教育が受けられるよう、教育環境の充実を図ります。

また、子どもに対する学習支援とともに、地域資源を活用し、居場所づくりとしても位置づけます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
学びっこ教室	各小学校の放課後に教員、保護者、地域の方による学習支援を実施しています。	教務課
土曜の風	小学生を対象に福岡県立大学生が講師となり、基礎学習定着を目的とした無料学習塾を実施しています。	教務課
チャレンジ教室	各小学校の放課後に教職員や、地域の方による学習支援を実施しています。	教務課
学習補助教材支給	小中学生へドリル等の補助教材を支給し、学習支援・経済的支援を行っています。	教務課
中学校課外授業	各中学校の放課後に、教員や福岡県立大学生による学習支援を実施しています。	教務課

施策（５）その他の教育支援・・・・・・・・

支援が必要な児童に対する相談体制を充実するとともに、子どもの権利を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び子どもの健やかな成長を、守っていきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
就学相談	さまざまな原因により、言語、情緒などの精神面、知的面、身体面などに不安のあるお子さんの就学について、就学相談を行っています。	教務課
川崎町子どもの権利条例	条例を制定し、「子どもの権利相談員」を置き、子どもに関する相談・助言・支援を行っている。「子どもの権利救済委員」を置き、子どもの権利侵害に対して救済・権利の回復の支援・助言を行っています。	健康づくり課
放課後子供教室	福岡県が推進する「地域学校協働活動事業」を活用して地域ぐるみで子どもを育て、地域で遊ぶ子どもたちの姿を取り戻すことを目的に、子どもの居場所づくりやさまざまな体験活動を行っています。	社会教育課

【 県の主な取り組み 】

・教育相談（子どもホットライン24）

学校生活のこと、学習のこと、親子関係のこと、友達関係やいじめのことなど、悩んでいることや困っていることに電話等で相談に応じています。

電話による相談 24時間対応

面接による相談 9時～17時

問い合わせ先 筑豊教育事務所

柱 Ⅱ 生活支援

施策（１）保護者の生活支援・・・・・・・・

ひとり親家庭等において、適切な関係機関につなぐことにより、効果的な支援や、家庭生活支援員の派遣など、生活の安定を支援します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
ひとり親家庭等日常生活支援	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方で、一時的な理由で、日常生活にお困りの家庭に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣して、生活援助・子育て支援のサービスを提供する制度があります。	健康づくり課 社会福祉協議会

施策（２）子どもの生活支援・・・・・・・・

乳幼児期は、子どもの健やかな発育、発達や健康の基盤が作られ、食習慣や生活習慣の形成に重要な時期です。園、学校や地域と連携し、食育の取り組みなどを通して、子どもの発育状況、栄養状態を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
乳幼児期の栄養指導	乳幼児の健やかな成長発達を促すため、管理栄養士が面談や電話、訪問を行い、栄養指導を行っています。	健康づくり課
乳幼児期の保健指導	乳幼児の健やかな成長発達を促すため、保健師が面談や電話、訪問を行い、保健指導を行っています。	健康づくり課

施策（３）関係機関が連携した包括的な支援体制の整備 ・ ・ ・ ・ ・

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、子どもの健やかな成長や発達を支援します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
妊娠期からのケア・サポート事業	健康や生活の不安等の問題を持つ妊婦等について、医療機関と連携して早期に把握し、家庭訪問等による支援を行っています。	健康づくり課
産前・産後サポート事業	妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、専門職等が不安や悩みを傾聴し、相談支援を行っています。	健康づくり課
産後ケア事業	出産後、家族等から支援を受けることが難しく、また育児や体調に不安がある方を対象に、産科の医療機関や助産院などで支援を行っています。	健康づくり課
妊産婦・新生児等訪問指導	ケア・サポート事業や母子健康手帳交付時等に把握した妊産婦・新生児に対し、保健師等が訪問をし、妊婦、出産、育児等に必要な指導を行っています。	健康づくり課
乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月未満の乳児のいるすべての家庭を対象に、第１子目は保健師と子育て支援係の職員、第２子目以降は保健師と管理栄養士等が訪問を行い子育て支援を行う。また訪問時に、全ての母親を対象に産後うつスクリーニングを実施し、必要時適切な支援につないでいます。	健康づくり課
こころの相談事業	児童・妊産婦、その他こころの悩みのある３９歳以下を対象に、年に６回日時予約制にて臨床心理士による個別相談を実施しています。	健康づくり課
子ども発達相談事業（ひまわり）	未就学の子どもの行動や発達等において専門家が相談対応を行い、健やかな子どもの成長発達を促しています。	健康づくり課
子ども発育相談事業	子どもの行動や発達等において専門家が相談対応を行い、健やかな子どもの成長発達を促しています。	健康づくり課
養育支援訪問事業	特に支援を必要とする妊婦や児童に対し、訪問を行い相談対応や支援を行っています。	健康づくり課
乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持増進を図り、疾病や発育発達及び育児環境上の問題を早期発見し、適切な支援を行うことを目的に、健康診査を行っています。	健康づくり課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童等の適切な保護を図るための情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進を行っています。	健康づくり課

施策（４）その他の生活支援・・・・・・・・

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、県と連携しながら、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

【 県の主な取り組み 】

・ひとり親家庭相談

母子・父子家庭等の生活や自立に関する相談を受付けています。

問い合わせ先 福岡県田川保健福祉事務所

・ひとり親家庭の県営住宅の優遇措置

住宅にお困りのひとり親家庭の方を対象とした県営住宅の優遇制度があります。

問い合わせ先 県営住宅供給公社/各管理事務所

施策（１）保護者に対する就労支援・・・・・・・・

就職を希望する子育て中の保護者を支援するため、国や県と連携しながら、相談体制や就労支援の充実に努めます。

【 国の主な取り組み 】

・ マザーズコーナー

母子家庭の母、父子家庭の父、子育てと仕事の両立を希望する方、子育て等でブランクのある方などを対象とし、求職の相談や求職活動に役立つセミナーを行っています。

問い合わせ先 ハローワーク田川（田川公共職業安定所）

【 県の主な取り組み 】

・ 子育て女性就職支援センター

就職を希望する子育て中の女性を対象に、就業相談・情報提供・求人開拓・就職先企業の紹介・就職後のフォローなど、きめ細やかな支援を行っています。

問い合わせ先 筑豊労働者支援事務所 子育て女性就職支援センター

・ ひとり親サポートセンター

経験豊富な就業支援相談員が、ひとり親家庭の母、父や寡婦の方の就職のお手伝いをしています。また、「ハローワーク」の担当職員と全面的にタイアップし、ご本人の希望や技能に基づき、最も適切な仕事に就けるようお手伝いしています。

問い合わせ先 福岡県ひとり親サポートセンター 飯塚ランチ

柱Ⅳ 経済的支援

施策（１）子育て世帯への経済的支援・・・・・・・・

子育て世帯の経済的負担軽減に加え、子どもたちが、必要な医療を受けることで、乳幼児の健全な育成及び児童福祉の向上につなげます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
子どもの医療費の助成	子どもの健康を保持増進するために、中学校３年生まで子どもにかかる健康保険が適用される医療費の負担額全額を助成しています。	福祉課
未熟児養育医療費の給付	養育のため病院または、診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付をしています。	福祉課
病児病後児保育利用時作成料助成	田川市病児病後児保育室「ひまわり」を利用する保護者に「田川市病児病後児保育室医師連絡票」の作成料を町が助成しています。	福祉課
風しんの予防接種費用助成	妊婦の風しん感染、赤ちゃんの先天性風しん症候群を予防するため、風しん予防接種の助成をしています。	健康づくり課

施策（２）ひとり親家庭への経済的支援・・・・・・・・

父母の離婚、父母の死亡などによって、父母と生計を同じくしていない児童が適切な医療を受けられるよう経済的負担軽減を行います。

また、国と連携しながら、生活の安定を図り、自立促進に努めます。

さらに、ひとり親を支援するため、県と連携しながら、修学資金、生活資金などの支援や、ひとり親家庭等就業・自立支援センターで実施している、相談支援につなげていきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
ひとり親家庭等医療費助成制度	母子家庭・父子家庭・父母がいない・父（母）が重度障がいの家庭の医療費を助成する制度です。児童が１８歳になる年度末まで、健康保険適用される医療費の一部を助成しています。（中学３年生までは自己負担はありません。）	福祉課

【 国の主な取り組み 】

- ・ 児童扶養手当

【 県の主な取り組み 】

- ・ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母とその子、父子家庭の父とその子、寡婦の方に修学資金、就学支度資金、修学資金就職支度資金などの貸付申請を受付けています。申請に対して審査のうえ貸付を行っています。

問い合わせ先 田川保健福祉事務所

- ・ ひとり親サポートセンター

養育費専門相談員による電話相談の受付け、弁護士による年12回の電話相談

弁護士相談クーポン（一時間無料相談券）の配布を行い、相談利用者に後日電話し、状況を確認しています。また、状況に応じて法テラスの利用を勧めることも行っています。

問い合わせ先 福岡県ひとり親サポートセンター 飯塚ランチ

施策（３）障がいのある児童を養育している世帯への経済的支援・・・

障害のある20歳未満の児童が適切な医療を受けられるよう経済的負担軽減を行います。

また、国と連携しながら、生活の安定を図り、自立促進に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
障がい児自立支援医療（育成医療）の給付	身体に障がいがある、あるいは医療を行わないと障がいが残る可能性がある病気にかかっている18歳未満のお子さんが、指定自立支援医療機関で健康保険の対象となる治療を受けるときに、医療費を助成しています。	福祉課

【 国の主な取り組み 】

- ・ 特別児童扶養手当

知的・精神または身体に障害のある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給されます。

施策（４）生活に困難を抱える世帯への経済的支援・・・・・・・・

日常生活に困っている方への相談支援をはじめ、各種資金の貸付け等の経済的支援を行います。

高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもを支援するため、県と連携しながら、進学支援の充実に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
生活福祉資金の貸付 （県社協事業の一部受託）	低所得者、障害者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるように支援しています。	社会福祉協議会

【 県の主な取り組み 】

・ 進学準備給付金

生活保護世帯の子どもが大学や短大、専門学校に進学する際、自宅で親と同居する場合は10万円、親元を離れる学生には30万円が支給されます。

問い合わせ先 田川保健福祉事務所

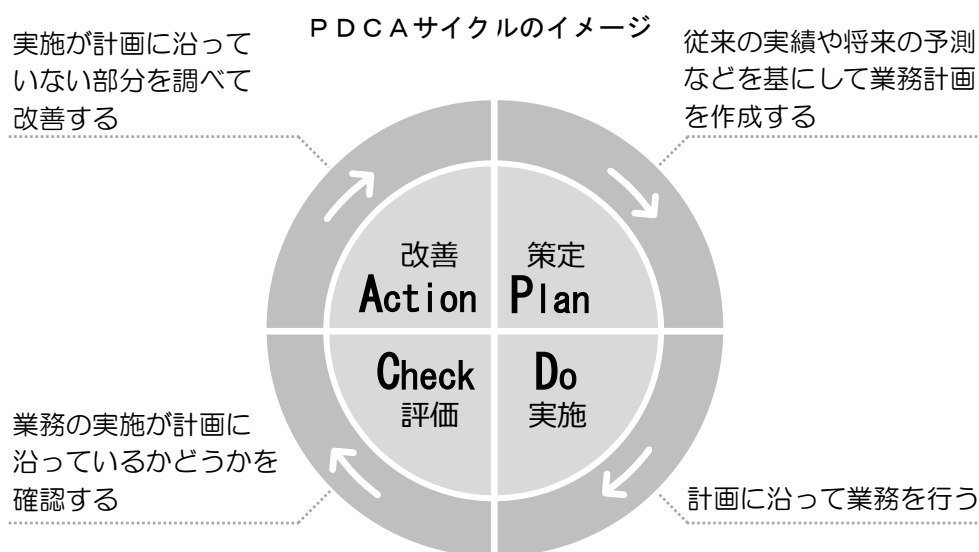
A decorative graphic consisting of several overlapping circles in various shades of gray, with the text '第5章' placed inside the largest circle.

第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「川崎町子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて、実施に向けて検討し取り組みを行いたいと思います。



2 計画の推進

本計画を推進していくためには、庁内関係各課、民生委員・児童委員や子育てに関係する町民活動団体等との連携、そして、地域の方々の協力と参加が必要です。

そのため、町民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、町と幼稚園、保育園、学校等、各種団体、地域住民との連携を図ります。